

令和2(2020)年度

伊勢堂下町内会総会

日時 令和2年4月11日(土) 10:00~

場所 古瀬ビル1階 集会所

次第

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議長選出

4. 議事

(1) 平成31年度(2019)事業報告

(2) 平成31年度(2019)収支決算報告

(3) 会計監査報告

(4) 令和2年度(2020)事業計画(案)

(5) 令和2年度(2020)予算(案)

(6) 役員改選

5. その他

6. 閉会

~~閉会后、令和2(2020)年度「第1回班長会」を行いますので、
新班長さんはお残り下さい。~~

平成31年度(2019) 伊勢堂下町内会事業報告

月	日	内容	備考
4	6 (土) 9 (火) 12 (金) 13 (土) 19 (金)	会計監査 10:00～ 総会資料等の印刷 14:00～ 第1回 役員会 (総会準備) 14:00～ 町内会総会、第1回 班長会 10:00～ 国見. 連合町内会 14:00～	古瀬ビル集会所 北山市民センター 古瀬ビル集会所 古瀬ビル集会所 国見コミセン
5	11 (土) 19 (金) 25 (土)	喜楽会総会 八幡. 連合町内会総会 13:00～ 国見. 連合町内会総会 14:00～ わくわく八幡体育まつり	古瀬ビル集会所 八幡コミセン 国見コミセン 八幡小学校
6	18 (火) 13 (木) 21 (木) 29 (土)	伊勢堂下ふれあいサロン「お茶飲み会」 国見夏まつり実行委員会1 11:00～ 第2回 役員会 10:00～ 国見夏まつり実行委員会2 18:00～	古瀬ビル集会所 国見コミセン 古瀬ビル集会所 国見コミセン
7	13 (土) 20 (土) 28 (土)	国見夏まつり実行委員会3 18:00～ 林子平祭典 国見夏まつり	国見コミセン 龍雲院 国見小学校
8	17 (土)	第3回 役員会 10:00～	古瀬ビル集会所
9	7 (土) 中旬 14 (土) 15 (日) 29 (日)	第2回 班長会 14:00～ 古稀・敬老お祝い 国見学区民運動会実行委員会 18:00～ 大崎八幡宮例大祭 国見学区民運動会	古瀬ビル集会所 国見コミセン 国見小学校
10	11月実施 24 (木)	国見. 区役所と地域懇談会 第4回役員会 10:00～	国見コミセン 古瀬ビル集会所
11	12 (火) 14 (木) 15 (金) 19 (火)	伊勢堂下ふれあいサロン「お茶飲み会」 国見. 区役所と地域懇談会 八幡. 区役所と地域懇談会 国見南部・中部地区防災訓練【変更】 国見南部・中部地区防災研修会	古瀬ビル集会所 国見コミセン 八幡コミセン 国見小学校 国見コミセン
12	7 (土)	各班へ凍結防止剤配布	
1	12 (日) 5 (日) 12 (日)	新成人お祝い(1名) 八幡. 連合町内会新年会 国見. 連合町内会新年会	
2	22 (土) 22 (土)	国見地区子供会(半子町)引継ぎ会 11:00～ 第5回役員会 10:00～	国見コミセン 古瀬ビル集会所
3	中止 14 (土)	喜楽会ひな祭り 第3回 班長会 10:00～, 第6回 役員会 11:00～	古瀬ビル集会所 古瀬ビル集会所

2020年度 伊勢堂下町内会事業計画 (案)

月	日	内容	備考
4	4 (土) 8 (水) 10 (金) 11 (土) 17 (金) 29 (水)	会計監査 10:00～ 総会資料等の印刷 14:00～ 第1回 役員会 (総会準備) 15:00～ 町内会総会、 第1回 班長会 10:00～ 中止 国見.連合町内会理事会 15:00～ 町内会費集金① + 町内井戸端会議① 10:00～12:00	古瀬ビル集会所 北山市民センター 古瀬ビル集会所 古瀬ビル集会所 国見コミセン 古瀬ビル集会所
5	2 (土) 9 (土) 6 (水) 17 (日) 23 (土) 24 (日) 30 (土)	喜楽会総会 町内会費集金② 10:00～12:00 ← 延期 八幡.連合町内会総会 13:00～ 町内井戸端会議② 10:00～12:00 国見.日赤・社明・体振総会 14:00～ 八幡わくわく体育まつり 8:30～ 国見.連合町内会総会 15:00～ 国見.安全協会・防犯協会 16:00～	古瀬ビル集会所 古瀬ビル集会所 八幡コミセン 古瀬ビル集会所 国見コミセン 八幡小学校 国見コミセン 国見コミセン
6	上旬 12 (金) 20 (土) 27 (土)	伊勢堂下ふれあいサロン「お茶飲み会」①★ 国見夏まつり実行委員会① 11:00～ 第2回 役員会 10:00～ 国見夏まつり実行委員会② 18:00～	古瀬ビル集会所 国見コミセン 古瀬ビル集会所 国見コミセン
7	18 (土) 20 (月) 23 (木)	国見夏まつり実行委員会③ 18:00～ 林子平祭典 町内井戸端会議③ 10:00～12:00 落語★	国見コミセン 龍雲院 古瀬ビル集会所
8	1 (土) 19 (水) 22 (土)	国見夏まつり 国見.連合町内会理事会 13:30～ 第3回 役員会 10:00～	国見小学校 国見コミセン 古瀬ビル集会所
9	5 (土) 中旬 12 (土) 15 (火) 27 (日)	第2回 班長会 10:00～ 古稀・敬老お祝い 国見学区民運動会実行委員会 18:00～ 大崎八幡宮例大祭 国見学区民運動会	古瀬ビル集会所 国見コミセン 国見小学校
10	14 (水) 24 (土)	町内井戸端会議④ 10:00～12:00 合唱★ 第4回役員会 10:00～	古瀬ビル集会所 古瀬ビル集会所
11	中旬 20 (金)	伊勢堂下ふれあいサロン「お茶飲み会」②★ 国見.南部・中部地区防災訓練 国見.理事会、区役所と地域懇談会 13:00～	古瀬ビル集会所 国見小学校 国見コミセン
12	上旬	各班へ凍結防止剤配布	
1	上旬 上旬 10 (日)	新成人お祝い 八幡.連合町内会新年会 国見.連合町内会新年会	パレス平安 国見コミセン
2	中旬 17 (水) 20 (土)	国見地区子供会(半子町)引継ぎ会 国見.連合町内会理事会 14:30～ 第5回役員会 10:00～	国見コミセン 国見コミセン 古瀬ビル集会所
3	13 (土)	新入学お祝い 第3回 班長会 10:00～, 第6回 役員会 11:00～	古瀬ビル集会所

今後の状況により、変更・中止となる場合もあります。(2020.4.5)

2019年度 伊勢堂下町内会決算書 (平成31年4月1日～令和2年3月31日)

I 収入

(単位:円 △印:減)

項目	予算額	決算額	増減	摘要
繰越金	1,977,625	1,977,625	0	前年度より
年会費	1,084,000	1,049,584	△ 34,416	一般: 143世帯×300円×12月=514,800円 単身: 19世帯×200円×12月= 45,600円 他 計 582,300円 7パート等 467,284円
奨励金謝礼金	311,168	309,672	△ 1,496	町内会育成奨励金 414世帯×@530円=219,420円 広報誌等配布謝礼金 414世帯×@218円= 90,252円 (414世帯=143世帯+271単身)
雑収入	9,000	9,018	18	武者刈ニツ様より 5,000円, 街路灯補助 4,000円, 利息等 18円
収入合計	3,381,793	3,345,899	△ 35,894	

II 支出

項目	予算額	決算額	増減	摘要
事務費	430,000	564,833	134,833	
事務費	310,000	427,100	117,100	役員・班長報酬等 310,000円 集会所借用謝礼 45,000円 アパート管理会社謝礼 35,100円, アパート広報誌配布謝礼 25,000円他
消耗品費	80,000	93,708	13,708	各事務用品代,コピー代,インク代等,集会所机6台 39,678円,箒・塵取り他
会議費	40,000	44,025	4,025	決算書・予算書(案)印刷代 役員会・班長会議印刷・お茶代他
事業費	495,000	290,836	△ 204,164	
環境整備	30,000	0	△ 30,000	
親睦費・諸経費	50,000	0	△ 50,000	わくわく八幡体育祭30,000円は「子供会」へ変更
街路灯費	5,000	4,916	△ 84	H31年4月～R2年3月分
交通費・通信費	10,000	35,920	25,920	切手代4920円、会議交通費27回 31,000円
慶弔費	400,000	250,000	△ 150,000	入学祝なし、成人祝1名 5,000円 敬老祝85名 170,000円, 古稀8名 40,000円, 香典7名 35,000円他
負担金	255,000	173,971	△ 81,029	
連合町内会費	80,000	70,460	△ 9,540	八幡 @120円×58世帯=6,960円, 八幡新年祝賀会 12,000円 国見 @300円×86世帯+@100円×137世帯(単身)=39,500円 他
防犯交通安全消防分団	35,000	11,520	△ 23,480	八幡:防犯協会 @50×58=2,900円 交通安全 @30×58=1,740円 国見:防犯協会 @50×86=4,300円 交通安全 @30×86=2,580円
学区体育振興会費	35,000	28,467	△ 6,533	八幡体振 @50×58世帯=2,900円, 国見学区区民運動会負担金 18,567円他
社会福祉・結核予防	100,000	63,524	△ 36,476	八幡 17,400円, 国見 26,124円, 結核予防会 20,000円
八幡地区児童福祉協	5,000	0	△ 5,000	
助成金	415,000	403,414	△ 11,586	
子供会	60,000	63,000	3,000	伊勢堂下子供会:2000円×7名=14,000円, わくわく八幡体育祭 33,000円 半子町子供会: 2000円×8名=16,000円
喜楽会	150,000	153,000	3,000	助成金 150,000円、ご祝儀 3,000円
体育関係	5000	0	△ 5,000	
共同募金	150,000	145,414	△ 4,586	赤い羽根(国見43,550円, 八幡29,000円), 赤十字(国見に集約) 72,864円
地域福祉活動	50,000	42,000	△ 8,000	地域福祉活動謝礼 7名×6,000円
寄付金	140,000	115,000	△ 25,000	林子平祭 80,000円 大崎八幡宮初穂料 35,000円
渉外費	50,000	26,190	△ 23,810	八幡地区まちづくり協議会 @40×58名=2,320円, 国見夏祭り協力金 5,000円、損保ジャパン保険料18,870円 他
予備費	490,000	33,044	△ 456,956	「ふれあいサロン」助成 15,548円+17,496円=33,044円
計	2,275,000	1,607,288	△ 667,712	上記について関係書類、帳簿、貯金通帳などを監査した結果、 適正に処理されていることを認め報告します。 令和2年4月4日 会計監査 菅原 敬一 庄子 清民
決算額	収入	支出	次年度への繰越	
	3,345,899	1,607,288	1,738,611	

2020年度 伊勢堂下町内会予算案（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

I 収入

（単位：円 △印：減）

項 目	前年度予算額	予算額	増減	摘 要
繰越金	1,977,625	1,738,611	△ 239,014	前年度より
年会費	1,084,000	1,028,000	△ 56,000	一般：143世帯×300円×12月=514,800円 単身：19世帯×200円×12月=45,600円 7ﾊﾟｰﾄ等：254世帯 470,000円
奨励金謝礼金	311,168	311,168	0	町内会育成奨励金 416世帯×@530円=220,480円 広報誌等配布謝礼金 416世帯×@218円= 90,688円 ・世帯数：143+19+254=416
雑収入	9,000	9,000	0	街路灯補助他
収入合計	3,381,793	3,086,779	△ 295,014	

II 支出

項 目	前年度予算額	予算額	増減	摘 要
事務費	430,000	570,000	140,000	
事務費	310,000	430,000	120,000	役員・班長報酬等, 集会所借用謝礼 アパート管理会社謝礼, アパート広報誌配布謝礼他
消耗品費	80,000	95,000	15,000	各事務用品代, コピー代, インク代, 集会所備品等
会議費	40,000	45,000	5,000	決算書・予算書(案)印刷代 役員会・班長会議印刷・お茶代他
事業費	495,000	425,000	△ 70,000	
環境整備	30,000	30,000	0	
親睦費・諸経費	50,000	50,000	0	
街路灯費	5,000	5,000	0	R2年4月～R3年3月分
交通費・通信費	10,000	40,000	30,000	切手代、会議交通費他
慶弔費	400,000	300,000	△ 100,000	入学祝, 成人祝 敬老祝他
負担金	255,000		△ 255,000	
連合町内会費	80,000	80,000	0	八幡, 国見, 八幡新年祝賀会他
防犯交通安全消防分団	35,000	30,000	△ 5,000	八幡: 防犯協会, 交通安全, 消防分団 国見: 防犯協会, 交通安全
学区体育振興会費	35,000	35,000	0	八幡体振, 国見学区民運動会負担金
社会福祉・結核予防	100,000	100,000	0	八幡, 国見
八幡地区児童福祉協	5,000	5,000	0	
助成金	415,000	295,000	△ 120,000	
子供会	60,000	90,000	30,000	伊勢堂下子供会 @5,000円/人 半子町子供会 @5,000円/人
喜楽会	150,000	0	△ 150,000	喜楽会解散予定
体育関係	5,000	5,000	0	
共同募金	150,000	150,000	0	赤い羽根共同募金, 赤十字(国見・八幡)
地域福祉活動	50,000	50,000	0	地域福祉活動謝礼
寄付金	140,000	140,000	0	林子平祭 80,000円 大崎八幡宮初穂料 40,000円他
渉外費	50,000	50,000	0	八幡地区まちづくり協議会, 国見夏祭り協力金 損保ジャパン保険料
予備費	490,000	490,000	0	「ふれあいサロン」助成、喜楽会に代わるもの補助、防犯カメラ等
計	2,275,000	1,970,000	△ 305,000	

伊勢堂下町内会 班長名簿(2020年度)

2020.4.11

	班	世帯数	单身数	班長		
○	1	11		中島 靖一様		
	2	7		加藤 敏子様		
	3	8		佐藤 史隆様		
	5	9		小池 留光様		
○	6-1	11	5	邊見 照夫様		
	6-3	1	7	古瀬 和子様		
	7	15		相澤 京子様		
	8	14		鈴木 大和様		
○	10	7		澁谷 栄子様		
	11	9		太田 信二様		
	12	8		鈴木 康宏様		
	14	8		菅原 武男様		
○	16	10		目黒 務様		
	23	1	7	平田 淳様		
	26	24		河本 征子様		
	計	143	19			

緊急時、○印の方に町内会長から連絡が行きます。○印の方は各枠内の班長さんに連絡をお願いします。

平常時の連絡網としても活用させていただくことがあります。
* なお、個人情報の取扱いには十分ご注意ください。

【役員】

会長:鈴木修平(273-5114) 副会長:小池留光(272-7789) 副会長:庄子清民 (273-0423)
監事:菅原敬一(234-0843) 監事:曳地信子(234-0156) 監事:中村さゆり(272-7740)
監事(会計):小川昭子(233-1158)

仙台市青葉区伊勢堂下町内会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、伊勢堂下町内会と称する（以下「会」という）。

(会員)

第2条 会は、旧伊勢堂下及び荒巻裏町（現子平町、1部柏木）地域の居住者世帯及び事業所を以て構成する。

(事務所)

第3条 会の事務所は、総会、役員会の議決により取り決めた所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力、協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災などに努め、また行政との協議、協力を進めつつ住民のための町づくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦に関する事。
- (2) 専門部活動に関する事。
- (3) 会内部の各種団体との連絡調整に関する事。
- (4) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事。
- (5) 地域の将来計画の作成に関する事。
- (6) その他会の目的達成に必要な事業。

第3章 役員

(役員)

第6条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名（内1名を会計とする）
- (3) 理事 若干名（内5名を常任理事とする）
- (4) 監事 2名
- (5) 専門部長 若干名
- (6) 班長 若干名

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、理事、監事、専門部長は総会において、会員の中から選出し決定する。選出の方法は別に定める。班長は各単位会員の中から選出する。

(任務分掌)

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長 会長を補佐し、会長に不測の事態（事故）あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。
- (4) 監事 会の会計監査を行う。
- (5) 専門部長 各専門部を代表し、専門の業務を行う。
- (6) 班長 班をまとめ、班の代表として、会務に協力する。

(任期)

第9条 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。但し、班長は1年とする。役員は任期満了後といえども、後任者の就任するまで引き続きその業務を行うものとし、補欠で選任された役員は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。顧問は会の目的達成に必要な事項について会長の諮問に応ずる。顧問は総会において推薦する。

第4章 会議

(会議)

第11条 会の会議は、総会、役員会、専門部会及び班長会議とする。総会は会の最高議決機関であり、定時総会及び臨時総会とし、1世帯1名の会員を以て構成する。役員会は第6条の役員をもって構成する。専門部会、班長会議はそれぞれの役員を以て構成する。

(招集)

第12条 定時総会は、年1回開催する。臨時総会は会員の三分の一以上の請求があったとき、または役員会において総会開催の決議があったときに会長が招集する。専門部会、班長会議は原則として各会の役員が招集する。

(議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告の承認
- (2) 会計決算の承認
- (3) 会計監査報告の承認
- (4) 事業計画(案)の承認
- (5) 会計収支予算(案)の承認
- (6) 会費改定の承認
- (7) 規約の改正
- (8) 役員を選出

(9) その他会の重要事項の決定

2. 重要事項の中で急を要するものは、役員会で決議執行し、次の総会で承認を受けるものとする。

(成立並びに議長の議決)

第14条 会議は、構成員の二分の一以上の出席を以て成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できない者は、委任状の提出により出席者の数に数えられる。総会の議長は会員の中から選出し、役員会及び専門部会はそれぞれ会長、専門部長が議長となる。会議における議決は、出席者の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、議長がこれを決する。